

国際養子縁組の実態と課題

—国内の民間機関への聞き取り調査を中心として—

○和泉短期大学 平田美智子 (004260)

益田 早苗 (東京成徳大学・004016)、姜 恩和 (埼玉県立大学・005352)

キーワード：国際養子縁組・民間機関・子どもの権利

1. 研究目的

国際養子縁組とは、親が育てられない子どもが養子縁組を目的に国外に移り住むことであるが、日本からも、毎年一定数の子どもが国際養子縁組で出国している。しかし、国際養子縁組の対象となる子どもの数、養子縁組に至る背景、養子縁組手続きや支援する民間機関、養子縁組後のフォローアップなどの実態は明らかにされていない。

国際養子縁組に関しては、国際間で子どもの権利侵害を予防する目的で 1993 年「国際養子縁組における子の保護と協力に関するハーグ条約」が採択され、欧米主要国はこの条約に加盟し、国際養子縁組を支援する機関を厳しく監督している。日本はこの条約を批准しておらず、国際養子縁組を取り扱う中央当局となる国の部署がないため、実態を把握することは大変困難である。年間 20 人ほどの子どもが日本から米国へ国際養子縁組に出ているとされるが、その他の国へ国際養子で出た子どもに関しては把握できていない。さらに、国際養子縁組の手続きの過程で、誰がどのように要保護児童の受入国や養親家庭を決定するかは不明である。そこで、本研究では、実際に国内にある民間機関の支援を受け国際養子縁組した事例と民間機関の支援の実態を把握し、課題を整理する事を目的とした。

2. 研究の視点および方法

日本も批准している「子どもの権利条約」の第 21 条 (a) 項では、養子縁組は権限ある機関によってのみ認可され、親などがカウンセリングを受けたのち、十分に理解して養子縁組の同意を行うこととあり、第 21 条 (b) 項では、国際養子縁組を検討する前に国内での養子縁組や里親等の養護を優先する原則が示されている。本研究では、この「子どもの権利条約」の原則が十分守られているかという視点で調査分析を行った。

研究方法は、国内で自治体に届出を行っている民間機関のうち、国際養子縁組のケースを取り扱っている 2 機関の協力を得、機関の面接室で調査員 2 名が機関の職員 2 名に対し、反構造化面接調査を行った。主な質問項目は、機関が国際養子を実践することになった経緯と相談の経路、同意書の取り方、養親候補者とのマッチング、委託後のフォローアップなど機関の養子縁組支援事業に関する項目と過去 2 年に扱った実際の国際養子縁組の事例に関する項目である。回答は機関の許可を得て録音し、要約をまとめ分析を行った。

3. 倫理的配慮

調査の質問項目はあらかじめ研究代表者の所属する日本女子大学の倫理審査委員会の承認を受けて実施した。また調査時には、回答者に十分説明を行った上で、承諾書を交わして調査を実施した。さらに、回答をまとめる際には機関が特定されないように配慮し、調査結果は回答者に提示し、公表の確認を取った。

4. 研究結果

調査結果を機関の特徴と国際養子縁組の事例の特徴の2つに分け、以下にまとめる。

(1) 国際養子縁組を取り扱う機関の特徴

- ①家族や妊産婦への相談事業を行ない、国外の養子縁組機関と提携・連携している。
- ②養子縁組の相談は、実親や実親の家族から直接入るが、児童相談所からの照会もある。
子どもの出生後、国際養子に関し実親に十分説明した後、同意書を得ている。
- ③国外の養親候補者は、ハーグ条約を基準とした、厳しい審査に通った家庭である。
- ④年長・障がい・病気の子どもの受け入れ家庭が国内で見つからず、国際養子となる。
- ⑤子どもと養親候補者のマッチングは子どものニーズを満たす家庭を選ぶべく、民間機関内で行われ、児童相談所の措置児は援助方針会議にもかけられる。
- ⑥国外の養親候補者が子どもを迎えに来るまで、通常子どもは実親の元で養育される。
- ⑦国外に移動した子どもの適応報告は定期的に送られ、養子縁組手続きが完了する。

(2) 国際養子縁組の事例(4事例)の特徴

- ①子どもは新生児から3歳までの男児で、実親の背景は、未婚・婚外の妊娠・アルコール依存・外国籍などで、子どもの背景には外国人の親や年長(3歳以上)がある。
- ②養親候補者は、片方が日本人や日系人など、日本とのつながりがある家庭が多い。
- ③国外に子どもが出るまで、子どもは乳児院か実親の家で養育される。
- ④養子縁組の最初の相談から実際の養子縁組まで、1年から2年間が経過している。国外に移動した子どもの様子は、機関によっては15年間日本の機関へ送られる。

5. 考察

調査結果より、以下の課題が顕著になった。

- (1) 日本では、国際養子縁組を管理する国の機関がなく、実態が把握されていない。
- (2) 国際養子縁組の判断は、実親の希望により機関の判断で行われているが、国内養子を優先したり、子どもの権利を代弁する制度がない。
- (3) 子どもが国外の養親候補者に引き取られるまで、実親の元で養育されているが、子どもの安全を確保するためには、子どもの養育には公的な支援を行うべきである。

(本研究は、平成26年度厚労科研費研究事業「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」代表者林浩康の一部をまとめたものである。)